

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和七年九月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリのアオキ天理田町店

所在地 天理市田町四一〇―一ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）届出書のとおり

（変更後）届出書のとおり

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分まで

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前九時から午後八時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

三 変更年月日

令和七年九月十日

四 届出年月日

令和七年九月九日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで